

路上喫煙禁止区域の指定（素案）に対するパブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 平成21年9月7日（月）～平成21年9月30日（水）
- 2 提出人数 10人
- 3 意見総数 15件（うち同様の意見8件）
- 4 提出された意見の概要と意見に対する市の考え方  
 提出された意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同様の意見はまとめさせていただいています。

整理番号	ご意見	市の考え方
1	たばこの煙から遠ざかりやすくなるのは歩く人がまばらになるあたり。 まばらになるのは駅からおよそ徒歩5分で直線約400m。 素案より区域を広げて駅から半径400mの区域が完全に入るように見直ししてほしい。	人通りが多く、路上喫煙による火傷の危険もあり、受動喫煙やたばこの煙等で迷惑になる区域を路上喫煙禁止区域に指定していきます。区域の適用範囲をいたずらに広げると過剰規制ともなりますので、慎重に決定していきたいと考えます。
2	マナーが悪い喫煙者もいることは事実だが、たばこには高い税金が賦課され、俗に言えば高額納税者といえる。 一方的な規制では、今後の市の発展は見込めないと危惧する。 指定喫煙場所を作って規制を行ってほしい。	喫煙場所（灰皿設置場所）については、喫煙場所付近の吸殻の散乱や禁止区域内での喫煙を助長すると考えられますので、市として禁止区域の路上への灰皿設置は考えていません。
3	実施に賛成いたします。	路上喫煙禁止区域の指定が喫煙マナー・モラルの向上に資するものとなるよう努めてまいります。
4	路上喫煙禁止区域の指定	路上喫煙禁止区域内の喫煙場所の設置は考え

	<p>については、喫煙マナーを守らない一部喫煙者がいる現状を鑑みれば、止むを得ないと思う。</p> <p>しかし、公共輸送機関や駅構内が全面禁煙の今日、駅から出てさらに禁煙では、規則が中々守れないのではないか。</p> <p>せめて駅構内をでたところや禁煙地区周辺で、非喫煙者に迷惑のかからない場所に喫煙ゾーン（灰皿）を設ければ、喫煙者もルールを守りやすくなり、条例の実効もあがると考える。</p>	<p>ていません。</p> <p>路上喫煙禁止区域外への喫煙所設置については、指定後の状況を見つつ検討していきたいと考えています。</p>
5	<p>喫煙禁止区域を示すマーク、看板を設置してほしい。</p>	<p>路上喫煙禁止区域においては、路上に喫煙禁止区域であることを示すシール、看板を設置する他、ポスター、チラシ、広報、HP等により啓発を行っていく予定です。</p>
6	<p>路上喫煙禁止区域の境界ラインではたばこのポイ捨てが懸念される。</p> <p>付近の住宅では火災の不安がでてくるし、美観も悪くなるので、このラインでのポイ捨て対策と火災の恐れがあるものの撤去・縮小をしてほしい。</p>	<p>禁止区域との境界線での喫煙やポイ捨てに対しては、パトロール等による注意・啓発を行っていくことを考えています。</p>

7	<p>路上喫煙禁止区域にて喫煙監視パトロールをしてほしい。</p> <p>順守状況が悪い場合は、名古屋市のように罰金を徴収することも検討を願う。</p>	<p>パトロールについては路上喫煙禁止区域を中心に実施していくことを考えています。路上喫煙禁止区域を指定したことの目的は喫煙マナーやモラルの向上ですので、迷惑喫煙に対する啓発活動を強化することで順守されるように努めていきたいと考えています。</p>
8	<p>可能な限り速やかに実施してほしい。(できれば10月から)</p>	<p>事前の周知の期間も考慮し、平成21年12月1日から開始いたします。</p>